

国に対する要請の趣旨

（大阪市における中国国籍の方の生活保護集団申請を受けて）

大阪市において、中国国籍の住民による入国直後の生活保護集団申請事案が生じた。

大阪市としては、「出入国管理及び難民認定法」第5条第1項第3号には、「生活上国又は地方公共団体に生活上の負担となるおそれのある者」は「本邦に上陸することができない」とされているにも関わらず、こうした事案に生活保護法を準用することは同法の趣旨にも向背するとともに、本来、原則として外国人には適用されない生活保護法の趣旨にもそぐわないのではないかと懸念し、厚生労働省に対し、今回の事案にかかる生活保護法の準用の是非について照会を行い、また、一方で大阪入国管理局に対して在留資格の調査を申し入れた。

厚生労働省からは、生活保護の受給を目的とした入国であることが明らかである場合には、生活保護法は準用しない旨の回答があったが、これは今回の大阪市の個別の事案の照会に対する回答であり、一般的に適用されるものではないという見解である。（別紙参照）

今後、この通知をもとに、大阪入国管理局の見解等を踏まえ、生活保護法の準用に関する最終決定を行っていくこととしている。

本来、今回の事案のような中国残留邦人の2世、3世の入国に伴う処遇については、生活保護制度にかからしめるのではなく、国の責務において別の施策・制度による対応が必要であり、また、同種の事態は全国において生じることが想定されることから国に対して次のとおり要請を行いたい。

（厚生労働省）

- ・ 中国残留邦人の2世、3世に対する支援のあり方
- ・ 今回の事案に対する人道的観点からの配慮
- ・ 生活保護の準用に関する全国的な取り扱い

（法務省）

- ・ 定住を認める中国残留邦人の2世、3世に対する支援のあり方に関する方針の策定
- ・ 入国管理法の趣旨を踏まえた厳格な運用の徹底

（総務省）

- ・ 中国残留邦人の子孫に対する支援などの施策に関して、地方自治体に負担を強いることのないよう、適切な対応を関係省庁に要請する

(参 考)

大阪市における中国国籍の方の生活保護集団申請について

○ 主な経過

- ・平成22年5月から6月にかけて日本に入国した中国国籍の46名が入国後間もなく、生活保護を申請した。
- ・大阪市は、入国管理法の趣旨（国又は地方公共団体に負担をかける恐れのある者は入国を拒否する）にそぐわないものと考え、6月29日、今回のケースについて、マスメディアに公開し、問題提起を行った。
- ・あわせて、入国審査に関する再調査を入国管理局に要請した。
- ・東淀川区の2世帯6人（6月17日申請）の生活保護決定期限は7月16日であったが、申請者に現時点で生活保護の判断ができない状況である旨を伝え、決定を保留することを伝えた。

(理由)

- ・7月15日に大阪入国管理局から、「16日の期限については留意しているが、現在、鋭意、精査を進めているところであり、まだ、結果をお示しできる段階にはなく、しばらく時間を要する。」旨の説明があった。
- ・今回のケースは、大阪入国管理局の精査の結論、さらに、その結論に至った理由や経緯を聞き、厚生労働省の見解もふまえたうえで、判断を下す必要がある。
- ・7月21日現在、次のとおり申請の取り下げが確認されている。

西区 10 世帯 26 名 決定済み 6、7 月分は支給済み

港区 3世帯6名 決定済み 支給は保留中 →申請辞退

東淀川区 2世帯6名 申請 6/17 未決定 →申請辞退

浪速区 1世帯8名 申請 6/21 未決定 →申請辞退
(但し、入院中の女性と夫の2名を除く)

- ・ 今回、申請取り下げがあったが、そのことだけをもって、その人の入国が、入国管理法の趣旨に反しないものであったということにはならない。引き続き、入国管理法の趣旨に反するような事情がなかったか、調査する必要がある。
- ・ そのため、大阪市としては、単に申請取り下げを受理するというではなく、申請に至った経緯・理由について引き続き調査を行い、生活保護上の取り扱いについて整理していく必要があると考える。

○ 基本的な考え方

- ・ 入国管理法では「国又は地方公共団体に負担をかける恐れのある者は入国を拒否する」こととなっているにも関わらず、今回のケースでは日本に入国してすぐ生活保護を申請している。このことは、在留資格の審査についての法の趣旨を、大きく逸脱している運用がなされている可能性がある。
- ・ 厚生労働省の通達では、形式的に在留資格を得ているだけで、生活保護制度を準用することになっている。
- ・ 結果的に、大阪市が何の裁量権もなく、生活保護法を適用しなければならないというのでは、市民の理解も得られにくく、また、1/4の財政負担を余儀なくされる大阪市としても納得できるものではない。
- ・ 人道上の観点から、中国残留邦人の子孫の方たちの処遇をどう考えるのか、という問題は国の責任において、別の制度、施策を設けて対応すべきものであり、生活保護の運用の是非、という観点だけで大阪市に判断を委ねられるのは大きな問題である。
- ・ 大阪市としては、こうした観点から今回の事実を公表し、問題提起を行った。

○ 厚生労働省通知について

- ・ 大阪市は7月13日に、厚生労働省に対し、今回のようなケースに対する生活保護の準用の是非について、正式に照会した。

(要旨)

- ・ 「「出入国管理及び難民認定法」第5条第1項第3号に該当しないとして定住または永住許可が認められ、その後、特段の事情の変化がないにもかかわらず、生活保護受給の申請を行った場合、個々の状況を考慮したうえで、実施機関が生活保護法の準用を行わないことができる。」という取り扱いが可能か。
- ・ 7月21日、厚生労働省より、「入国直後に生活保護を申請した外国籍住民の取り扱いについて（回答）」の回答があった。（別紙）

○ 今後の取り扱いについて

- ・ 今回のケースについては、入国直後に生活保護を申請しており、現に、身元保証人による保証の実態がないことは明白であり、結果的に生活保護の受給を目的として入国したと見なさざるを得ないので、基本的に生活保護法を準用することはできないものと考えられる。
- ・ しかしながら、厚生労働省通知の入国審査関係書類等を、改めて、入国管理局に照会するとともに、現在精査中の入国審査に関する入国管理局の見解も踏まえたうえで、大阪市として最終的に判断を下すこととする。

- ・ そのため、生活保護を申請中の人については、現時点では、決定を保留する。また、現在、生活保護を認定しており、6、7 月分の生活保護費をすでに支給している人に対する8 月分の生活保護費の支給は保留する。

(別 紙)

社援保発 0 7 2 1 第 2 号
平成 2 2 年 7 月 2 1 日

大阪市健康福祉局長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

入国直後に生活保護を申請した外国籍住民の取り扱いについて (回答)

平成 22 年 7 月 13 日付け大健福 1763 号貴市健康福祉局長名にて照会いただいた件について、下記のとおり回答します。

記

生活保護制度における外国籍を有する方の取扱いについては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。)」において示すとおりであり、照会にある外国籍を有する方が通知において示す外国籍の方に該当する場合は、通知のとおり取り扱われるべきであり、保護の実施に要した経費については、同法の規定に準じ、国に対してその 4 分の 3 を請求することができる。

ただし、当該外国籍を有する方について、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年法務省令第 54 号)別表第三の定住者の項に掲げる入国在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合にはその収入を証する文書、本邦に居住する身元保証人の身元保証書その他参考となるべき資料に照らし、入国在留中の滞在費についてこれら資料に記載された実態がない、又は身元保証人による保証の実態がない等、生活保護の受給を目的とした入国であることが明らかである場合(種々の事情から、結果的に生活保護の受給を目的として入国したと見なさざるを得ない場合も含む。)は、この限りではない。